

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る個別法改正等一覧

令和4年5月20日現在

No.	法律名	対応方針(抜粋)	改正等状況
1	地方税法	(i)道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「地方税法等の一部を改正する法律」が第208回国会の審議を経て令和4年3月22日成立。 (令和4年3月31日公布、同年4月1日施行)
2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	(ii)市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立。 (令和3年6月11日公布、令和4年4月1日施行)
3	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	(iii)市町村がプラスチック製容器包装廃棄物を回収する際に使用するプラスチック製の収集袋の再商品化については、市町村は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、当該収集袋の再商品化を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する指定法人に委託できる(法32条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立。 (令和3年6月11日公布、令和4年4月1日施行)